千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

（平成５年９月２０日
条例第３３号）

最終改正　令和６年６月２４日　条例第２４号

（目的）

第１条　この条例は、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）第６８条の２第１項及び第５項並びに畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和３年農林水産省・国土交通省令第６号。以下「特例省令」という。）第５８条第１項の規定に基づき、地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域に限る。）内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号。以下「政令」という。）の例による。

（適用範囲）

第３条　この条例は、地区計画において地区整備計画が定められている別表第１に掲げる区域内の建築物又はその敷地に適用する。

（地区の区分及び名称）

第４条　この条例における地区の区分及び名称は、各地区整備計画に定めるところによる。

（建築物の用途の制限）

第５条　別表第２（あ）欄に掲げる区域（当該区域に係る地区整備計画において、当該区域を２以上の地区に区分している場合にあっては、同表（い）欄に掲げる地区）内においては、それぞれ同表（う）欄に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が、再開発等促進区（都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第１２条の５第３項に規定する再開発等促進区をいう。以下この項において同じ。）が定められていない区域にあっては適正な都市機能と健全な都市環境を害するおそれがないと認め、再開発等促進区が定められている区域にあっては当該区域若しくは地区の環境を害するおそれがないと認め、又は当該区域若しくは地区における業務の利便の増進上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

２　市長は、前項ただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、千葉市建築審査会の同意を得なければならない。

（建築物の用途の制限の緩和）

第５条の２　別表第２の２（あ）欄に掲げる区域（当該区域に係る地区整備計画において、当該区域を２以上の地区に区分している場合にあっては、同表（い）欄に掲げる地区）内においては、それぞれ同表（う）欄に掲げる建築物は、当該区域又は地区に適用される用途地域内の建築物の用途の制限にかかわらず、建築することができる。

（建築物の容積率の最高限度）

第５条の３　別表第２の３（あ）欄に掲げる区域（当該区域に係る地区整備計画において、当該区域を２以上の地区に区分している場合にあっては、同表（い）欄に掲げる地区）内の建築物（畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第３４号。以下「特例法」という。）第５条第１項に規定す

る認定畜舎等を除く。次項、次条及び第１５条第１項において同じ。）の容積率は、それぞれ同表（う）欄に掲げる数値を超えてはならない。

２　前項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の地階でその天井が地盤面（建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が３メートルを超える場合においては、その高低差３メートル以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。）からの高さ１メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分（共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。）の床面積（当該床面積が当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の３分の１を超える場合においては、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の３分の１）は、算入しないものとする。

（建築物の容積率の最低限度）

第５条の４　別表第２の４（あ）欄に掲げる区域（当該区域に係る地区整備計画において、当該区域を２以上の地区に区分している場合にあっては、同表（い）欄に掲げる地区）内の建築物の容積率は、それぞれ同表（う）欄に掲げる数値を下回ってはならない。

（建築物の建蔽率の最高限度）

第６条　別表第３（あ）欄に掲げる区域（当該区域に係る地区整備計画において、当該区域を２以上の地区に区分している場合にあっては、同表（い）欄に掲げる地区）内の建築物の建蔽率は、それぞれ同表（う）欄に掲げる数値を超えてはならない。

（建築物の敷地面積の最低限度）

第７条　別表第４（あ）欄に掲げる区域（当該区域に係る地区整備計画において、当該区域を２以上の地区に区分している場合にあっては、同表（い）欄に掲げる地区）内の建築物の敷地面積は、それぞれ同表（う）欄に掲げる数値以上でなければならない。

２　前項の規定は、同項の規定の施行又は適用の際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を１の敷地として使用する場合においては、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

(1) 前項の規定を改正する条例による改正後の同項の規定の適用の際当該条例による改正前の同項の規定に違反している建築物の敷地として使用されている土地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該条例による改正前の同項の規定に違反することとなった土地

(2) 前項の規定に適合するに至った建築物の敷地として使用されている土地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

３　第１項の規定は、法第８６条の９第１項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第１項の規定に適合しなくなるもの又は当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を１の敷地として使用する場合においては、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

(1) 法第８６条の９第１項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも第１項の規定に違反していた建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地

(2) 第１項の規定に適合するに至った建築物の敷地として使用されている土地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

（建築物の建築面積の最低限度）

第７条の２　別表第４の２（あ）欄に掲げる区域（当該区域に係る地区整備計画において、当該区域を２以上の地区に区分している場合にあっては、同表（い）欄に掲げる地区）内の建築物の建築面積は、それぞれ同表（う）欄に掲げる数値を下回ってはならない。

（壁面の位置の制限）

第８条　別表第５（あ）欄に掲げる区域（当該区域に係る地区整備計画において、当該区域を２以上の地区に区分している場合にあっては、同表（い）欄に掲げる地区）内の建築物の壁又はこれに代わる柱は、それぞれ同表（う）欄に掲げる壁面の位置の制限に反して建築してはならない。

２　前項の規定は、別表第５（え）欄に掲げる建築物又は建築物の部分に係る壁又はこれに代わる柱については、適用しない。

（建築物の高さの最高限度）

第９条　別表第６（あ）欄に掲げる区域（当該区域に係る地区整備計画において、当該区域を２以上の地区に区分している場合にあっては、同表（い）欄に掲げる地区）内の建築物の高さは、それぞれ同表（う）欄に掲げる数値を超えてはならない。

２　前項に規定する建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の８分の１以内の場合においては、その部分の高さは、５メートルまでは算入しない。

（建築物の敷地が区域又は地区の２以上にわたる場合等の措置）

第１０条　建築物の敷地が第３条に規定する区域又は第４条に規定する地区（以下「区域又は地区」という。）の２以上にわたる場合においては、その建築物又はその敷地の全部について、当該敷地の過半の属する区域又は地区に係る第５条、第５条の２及び第７条の規定を適用する。

２　建築物の敷地が第３条に規定する区域の外と一の区域又は地区にわたる場合において、その敷地の過半が当該区域又は地区に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について、当該区域又は地区に係る第５条、第５条の２及び第７条の規定を適用し、その敷地の過半が当該区域の外に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について、これらの規定を適用しない。

（１の敷地とみなすこと等による制限の緩和）

第１１条　次の各号のいずれかに該当する建築物に対する第５条の３、第６条又は第８条の規定の適用については、当該各号に定める認定又は許可に係る一団地又は一定の一団の土地の区域を当該建築物の１の敷地とみなす。

(1) 法第８６条第１項の規定による認定又は同条第３項の規定による許可を受けた１又は２以上の構えを成す建築物

(2) 法第８６条第２項の規定による認定を受けた各建築物

(3) 法第８６条第４項の規定による許可を受けた建築物

(4) 法第８６条の２第１項の規定による認定又は同条第２項若しくは第３項の規定による許可を受けた建築物及び当該建築物以外の当該公告対象区域（法第８６条第８項に規定する公告対象区域をいう。）内の建築物

（公益上必要な建築物の特例）

第１２条　市長がこの条例の規定の適用に関して、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの及びその敷地については、その許可の範囲内において、当該規定は適用しない。

２　第５条第２項の規定は、前項の規定による許可をする場合に準用する。

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第１３条　法第３条第２項の規定により第５条第１項（ただし書を除く。以下同じ。）の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第３条第３項第３号及び第４号の規定にかかわらず、第５条第１項の規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時（法第３条第２項の規定により第５条第１項の規定の適用を受けない建築物について、法第３条第２項の規定により引き続き第５条第１項の規定（同項の規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第５２条第１項から第４項まで、第６項、第７項及び第９項、法第５３条並びに第６条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の１．２倍を超えないこと。

(3) 増築後の第５条第１項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の１．２倍を超えないこと。

(4) 第５条第１項の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の１．２倍を超えないこと。

２　前項の規定は、別表第２に規定する小仲台３丁目・４丁目地区地区整備計画区域のうち、住宅地区Ａについては、適用しない。

３　法第３条第２項の規定により第８条の規定の適用を受けない建築物について増築又は改築をする場合においては、増築又は改築に係る建築物の部分の壁又はこれに代わる柱が同条の規定に反しない限り、法第３条第３項第３号及び第４号の規定にかかわらず、第８条の規定は、適用しない。

４　第１項及び前項の規定は、特例法第８条第１項の規定により第５条第１項及び第８条の規定の適用を受けない建築物について準用する。この場合において、第１項中「法第３条第３項第３号及び第４号」とあるのは「特例法第８条第２項第２号及び第３号」と、同項第１号中「法第３条第２項」とあるのは「特例法第８条第１項」と、「延べ面積及び建築面積」とあるのは「建築面積」と、「それぞれ法第５２条第１項から第４項まで、第６項、第７項及び第９項、法第５３条並びに」とあるのは「特例省令第４５条及び」と、前項中「法第３条第３項第３号及び第４号」とあるのは「特例法第８条第２項第２号及び第３号」と読み替えるものとする。

（委任）

第１４条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第１５条　次の各号のいずれかに該当する者は、500,000 円以下の罰金に処する。

(1) 第５条第１項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地を分割したことにより、第７条の規定に違反することとなった場合における当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者

(3) 第５条の３から第９条までの規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）

(4) 法第８７条第２項において準用する第５条第１項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

２　前項第３号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、

当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対しても同項の罰金刑を科する。

３　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前２項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても第１項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例は、この条例の施行の日以後の法第６条第１項の規定による確認の申請について適用し、同日前の確認の申請については、なお従前の例による。

３　この条例の施行前に、この条例による改正前の千葉市幕張新都心豊砂地区再開発地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第４条第１項ただし書及び第８条第１項の規定によりなされた許可は、それぞれ第５条第１項ただし書及び第１１条第１項の規定によりなされたものとみなす。

４　この条例の適用については、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成４年法律第８２号。以下「改正法」という。）の施行の日から起算して３年を経過する日（その日前に改正法第１条の規定による改正後の都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２章の規定により、改正法第１条の規定による改正前の都市計画法の規定により定められている都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第２０条第１項の規定による告示があった日）までの間は、改正法第２条の規定による改正後の建築基準法第５２条第１項（第５号を除く。）及び第５３条第１項（第３号及び第４号を除く。）の規定によらず、改正法第２条の規定による改正前の建築基準法第５２条第１項（第５号を除く。）及び第５３条第１項（第３号及び第４号を除く。）の規定によるものとする。

附　則（平成９年７月１６日条例第３３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１０年１２月２２日条例第４２号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１１条の改正規定は、建築基準法の一部を改正する法律（平成１０年法律第１００号）第２条の規定の施行の日から施行する。

附　則（平成１２年３月２１日条例第４５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１３年３月１９日条例第２０号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第６条及び別表第３の改正規定は、規則で定める日から施行する。

附　則（平成１３年９月２５日条例第４３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１４年９月２５日条例第３６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１５年３月１２日条例第２８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１５年６月２４日条例第３８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１５年９月２４日条例第４７号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１６年９月２９日条例第３６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１７年３月２２日条例第２９号）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１１条の改正規定及び次項の規定は、平成１７年８月１日から施行する。

２　第１１条の改正規定の施行の際現にこの条例による改正前の千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第１１条の規定により同一敷地内にあるものとみなされて同条例第７条第１項の規定の適用を受けて建築された建築物の敷地又は建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物の敷地として使用されている土地でこの条例による改正後の千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第７条第１項の規定に適合しないものについては、その全部を一の敷地として使用する場合においては、同項の規定は、適用しない。

附　則（平成１７年９月２６日条例第７２号）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成１７年１２月１６日条例第８２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１８年３月２２日条例第２５号）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成１８年１２月１９日条例第５７号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１９年３月１２日条例第２８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１９年９月１９日条例第４８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２０年９月２４日条例第３４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２１年７月１７日条例第２４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２１年９月１８日条例第３２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２２年６月２８日条例第６９号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年３月２１日条例第２８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年９月２５日条例第４５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２５年７月１６日条例第３２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２６年６月２７日条例第４２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２６年９月２２日条例第５４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２７年６月２９日条例第６１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２７年１２月２１日条例第８０号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２８年３月２２日条例第２６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２８年６月２９日条例第３５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２９年３月２１日条例第２４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２９年１２月１８日条例第４４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成３０年３月２０日条例第２４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年６月２７日条例第４３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年６月２３日条例第２７号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年３月２２日条例第１５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和４年３月２２日条例第１４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和６年６月２４日条例第２４号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第１

名　　称	区　　域
幕張新都心中心地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された幕張新都心中心地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
幕張新都心住宅地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された幕張新都心住宅地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
浜野駅東口地区地区整備計画	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された浜野駅東口地区

区域	地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
磯辺７丁目西地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された磯辺７丁目西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
千葉東角栄団地地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された千葉東角栄団地地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
新都町地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された新都町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
大椎台地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された大椎台地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
御成台地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された御成台地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
小倉台６丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された小倉台６丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
小倉台地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された小倉台地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
千葉寺青葉の森の街地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された千葉寺青葉の森の街地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
おゆみ野駅南地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示されたおゆみ野駅南地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
こてはし横戸団地地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示されたこてはし横戸団地地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
おゆみ野駅北地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示されたおゆみ野駅北地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
幕張新都心豊砂地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された幕張新都心豊砂地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
土気東地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された土気東地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
蘇我副都心臨海地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された蘇我副都心臨海地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
畑町ホームランド地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された畑町ホームランド地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
おゆみの道西地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示されたおゆみの道西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
おゆみの道東地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示されたおゆみの道東地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
おゆみ野秋の道西地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示されたおゆみ野秋の道西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
おゆみ野秋の道東地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示されたおゆみ野秋の道東地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域

おゆみ野中央東地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示されたおゆみ野中央東地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
おゆみ野南６丁目東地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示されたおゆみ野南６丁目東地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
千葉中央第六地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された千葉中央第六地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
萩台わかば地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された萩台わかば地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
稲毛北地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された稲毛北地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
千葉中央港地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された千葉中央港地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
都賀の台地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された都賀の台地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
おゆみ野学園前駅南東地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示されたおゆみ野学園前駅南東地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
汐見丘地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された汐見丘地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
千城台南３丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された千城台南３丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
古市場地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された古市場地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
春日１丁目西地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された春日１丁目西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
春日１丁目東地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された春日１丁目東地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
おゆみ野南５丁目地区地区整備計画地区	都市計画法第２０条第１項の規定により告示されたおゆみ野南５丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
おゆみ野南６丁目南地区地区整備計画地区	都市計画法第２０条第１項の規定により告示されたおゆみ野南６丁目南地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
稲毛海岸５丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された稲毛海岸５丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
おゆみ野中央８丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示されたおゆみ野中央８丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
高田町地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された高田町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
おゆみ野５丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示されたおゆみ野５丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域

おゆみ野中央９丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示されたおゆみ野中央９丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
ちばリサーチパーク千葉地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示されたちばリサーチパーク千葉地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
千葉駅西口地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された千葉駅西口地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
千葉大学西千葉キャンパス地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された千葉大学西千葉キャンパス地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
千葉県がんセンター地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された千葉県がんセンター地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
稲毛海岸５丁目南地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された稲毛海岸５丁目南地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
幕張新都心若葉住宅地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された幕張新都心若葉住宅地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
千葉銀座地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された千葉銀座地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
千葉大学亥鼻キャンパス地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された千葉大学亥鼻キャンパス地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
千葉外房有料道路高田インターチェンジ周辺地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された千葉外房有料道路高田インターチェンジ周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
小仲台３丁目・４丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された小仲台３丁目・４丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
ライフタウン稲毛地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示されたライフタウン稲毛地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
千葉敬愛学園稲毛キャンパス地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された千葉敬愛学園稲毛キャンパス地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
千葉駅東口西銀座地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された千葉駅東口西銀座地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
鎌取インターチェンジ周辺地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された鎌取インターチェンジ周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域

別表第２

（あ）	（い）	（う）

区域の名称	地区の名称	建築物の用途の制限
幕張新都心中心地区地区整備計画区	業務研究地区（その１）	（１）住宅 （２）兼用住宅 （３）共同住宅、寄宿舎又は下宿 （４）学校（専修学校及び各種学校を除く。） （５）倉庫業を営む倉庫 （６）自動車教習所
	業務研究地区（その２）	（７）畜舎 （８）ホテル又は旅館 （９）マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (10) 集会場（葬儀を行うものに限る。） (11) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和２３年法律第４８号）第２条第６項に規定する納骨堂 (12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第６項第２号から第６号までに掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの
	タウンセンター地区	（１）住宅 （２）兼用住宅 （３）共同住宅、寄宿舎又は下宿 （４）学校（専修学校及び各種学校を除く。） （５）倉庫業を営む倉庫 （６）自動車教習所 （７）畜舎 （８）マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く。） （９）集会場（葬儀を行うものに限る。） (10) 墓地、埋葬等に関する法律第２条第６項に規定する納骨堂 (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの
幕張新都心住宅地区地区整備計画区域	Ａ－１街区（超高層）	（１）マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの （２）法別表第２（へ）項第２号及び第５号並びに（と）項第３号及び第４号に掲げるもの（原動機を使用するパン屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）を営むもの（同表（と）項第３号（２の２）に掲げるものを除く。）並びに同表（と）項第３号（５）及び（１２）に掲げるものを除く。）

	Ａ－２街区（中・高層）	（３）計画図（区域及び地区施設）に示す地区施設７号線の内、都市計画道路３・１・１０４号美浜幕張町線から都市計画道路３・３・１１９号打瀬線までの区間においては、当該道路境界線から１２メートル以内の１階部分を住宅（兼用住宅の住宅に供する部分を含む。）、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの（１階部分のこれらの用途に供する部分が出入口ホール、階段、管理人室その他これらに類するもののみであるものを除く。）
	Ｂ－１街区（超高層）	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
	Ｂ－２街区（高層・公共公益）	（１）マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの （２）計画図（区域及び地区施設）に示す地区施設７号線の内、都市計画道路３・１・１０４号美浜幕張町線から都市計画道路３・３・１１９号打瀬線までの区間においては、当該道路境界線から１２メートル以内の１階部分を住宅（兼用住宅の住宅に供する部分を含む。）、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの（１階部分のこれらの用途に供する部分が出入口ホール、階段、管理人室その他これらに類するもののみであるものを除く。）
	Ｂ－３街区（中層）	（１）マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの （２）３階以上の部分を法別表第２（い）項第１号から第３号まで、第６号及び第８号に掲げるもの並びにこれらに附属するもの以外の用途に供するもの （３）計画図（区域及び地区施設）に示す地区施設７号線の内、都市計画道路３・１・１０４号美浜幕張町線から都市計画道路３・３・１１９号打瀬線までの区間においては、当該道路境界線から１２メートル以内の１階部分を住宅（兼用住宅の住宅に供する部分を含む。）、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの（１階部分のこれらの用途に供する部分が出入口ホール、階段、管理人室その他これらに類するもののみであるものを除く。）
	Ｃ街区（低・中層）	（１）住宅 （２）兼用住宅 （３）共同住宅、寄宿舎又は下宿 （４）自動車教習所 （５）ホテル又は旅館 （６）工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が５０平方メートル以内であり、かつ、原動機を使用する場合の出力の合計が０．７５キロワット以下のも

		のを除く。） （７）畜舎（ペットショップ、動物病院又はペットホテルに附属するものを除く。） （８）マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの （９）集会場（葬儀を行うものに限る。） (10) 墓地、埋葬等に関する法律第２条第６項に規定する納骨堂 (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第７項から第１０項までに規定する営業の用に供するもの
磯辺７丁目西地区地区整備計画区域	－	（１）長屋 （２）共同住宅、寄宿舎又は下宿
千葉東角栄団地地区地区整備計画区域	住宅地区Ａ	（１）３戸以上の長屋（長屋建の店舗兼用住宅を含む。） （２）３戸以上の共同住宅（共同建の店舗兼用住宅を含む。） （３）寄宿舎又は下宿
	住宅地区Ｂ	（１）３戸以上の長屋（長屋建の店舗兼用住宅を含む。） （２）３戸以上の共同住宅（共同建の店舗兼用住宅を含む。） （３）寄宿舎又は下宿 （４）ホテル又は旅館 （５）床面積の合計が１５平方メートルを超える畜舎
	利便地区	（１）寄宿舎又は下宿 （２）ホテル又は旅館 （３）床面積の合計が１５平方メートルを超える畜舎
新都町地区地区整備計画区域	住宅地区	（１）長屋 （２）共同住宅又は寄宿舎 （３）店舗、飲食店又は事務所（住宅でこれらの用途を兼ねるものを除く。） （４）工場
大椎台地区地区整備計画区域	住宅地区	（１）３戸以上の長屋（長屋建の店舗兼用住宅を含む。） （２）３戸以上の共同住宅（共同建の店舗兼用住宅を含む。） （３）寄宿舎又は下宿
	利便地区	（１）３戸以上の長屋（長屋建の店舗併用住宅を含む。） （２）３戸以上の共同住宅（共同建の店舗併用住宅を含む。） （３）寄宿舎又は下宿 （４）ホテル又は旅館 （５）床面積の合計が１５平方メートルを超える畜舎 （６）ガソリンスタンドその他これに類するもの
	沿道地区	（１）マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

		（２）カラオケボックスその他これに類するもの （３）床面積の合計が１５平方メートルを超える畜舎
御成台地区地区整備計画区域	低層住宅地区	（１）３戸以上の長屋（長屋建の店舗兼用住宅を含む。） （２）３戸以上の共同住宅（共同建の店舗兼用住宅を含む。） （３）寄宿舎又は下宿 （４）公衆浴場
	沿道住宅地区	（１）３戸以上の長屋（長屋建の店舗併用住宅を含む。） （２）３戸以上の共同住宅（共同建の店舗併用住宅を含む。） （３）寄宿舎又は下宿 （４）ホテル又は旅館 （５）自動車教習所 （６）ボーリング場、スケート場、水泳場又は政令第１３０条の６の２に規定する運動施設 （７）公衆浴場 （８）床面積の合計が１５平方メートルを超える畜舎 （９）工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が５０平方メートル以内であり、かつ、原動機を使用する場合の出力の合計が０．７５キロワット以下のものを除く。） (10) 法別表第２（は）項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するもので、その部分の床面積の合計が５００平方メートルを超えるもの (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項第２号、第５号及び第６号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの
	利便地区	（１）１階を住宅（兼用住宅の住宅に供する部分を含む。）、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの（１階部分のこれらの用途に供する部分が出入口ホール、階段、管理人室その他これらに類するもののみであるものを除く。） （２）ホテル又は旅館 （３）自動車教習所 （４）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項第２号、第５号及び第６号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの
	集合住宅地区	（１）一戸建ての住宅 （２）公衆浴場
	教育施設地区	（１）住宅、共同住宅、兼用住宅、寄宿舎又は下宿（教職員宿舎及び学生寮を除く。） （２）店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの（学校に附属するものを除く。） （３）公衆浴場 （４）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項第２

		号、第５号及び第６号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの
小倉台６丁目地区地区整備計画区域	住宅地区	（１）３戸以上の長屋（長屋建の店舗兼用住宅を含む。） （２）３戸以上の共同住宅（共同建の店舗兼用住宅を含む。） （３）寄宿舎又は下宿
	利便地区	（１）ホテル又は旅館 （２）ボーリング場、スケート場又は水泳場 （３）工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので作業場の床面積の合計が５０平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が０．７５キロワット以下のものに限る。）又はクリーニング業を営むものを除く。）
小倉台地区地区整備計画区域	住宅地区	（１）３戸以上の長屋（長屋建の店舗兼用住宅を含む。） （２）３戸以上の共同住宅（共同建の店舗兼用住宅を含む。） （３）寄宿舎又は下宿
	利便地区	（１）ホテル又は旅館 （２）ボーリング場、スケート場又は水泳場 （３）工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので作業場の床面積の合計が５０平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が０．７５キロワット以下のものに限る。）又はクリーニング業を営むものを除く。）
千葉寺青葉の森の街地区地区整備計画区域	駅前地区	（１）１階部分を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの（１階の一部を店舗、飲食店、事務所（共同住宅の管理人室を除く。）、診療所及び病院並びに法別表第２（い）項第６号、同項第９号、（は）項第７号、政令第１３０条の３第６号及び第７号に掲げる建築物の用途に供するものを除く。） （２）自動車教習所 （３）マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの （４）ガソリンスタンド （５）倉庫業を営む倉庫 （６）工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が５０平方メートル以内であり、かつ、原動機を使用する場合の出力の合計が０．７５キロワット以下のものを除く。） （７）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項第２号から第６号までに掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの
	沿道利用地区Ａ	（１）都市計画道路西千葉駅稲荷町線に接する敷地内の建築物で、その１階部分を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの（これらの用途の出入口ホール及び階段等の部分並びに兼用住宅又は共同住宅で１階部分を兼用住宅の用途に供するものを除く。）

	（２）自動車教習所 （３）マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの （４）カラオケボックスその他これに類するもの （５）工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が５０平方メートル以内であり、かつ、原動機を使用する場合の出力の合計が０．７５キロワット以下のものを除く。） （６）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項第２号及び第４号から第６号までに掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの
沿道利用地区Ｂ	（１）自動車教習所 （２）マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの （３）カラオケボックスその他これに類するもの （４）工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が５０平方メートル以内であり、かつ、原動機を使用する場合の出力の合計が０．７５キロワット以下のもの及び自動車修理工場を除く。） （５）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項第２号及び第４号から第６号までに掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの
住宅地区Ａ	（１）住宅（共同住宅、兼用住宅、寄宿舎及び下宿並びに他の建築物の管理を目的とするものを除く。） （２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項第２号及び第４号から第６号までに掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの
住宅地区Ｂ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項第２号、第５号及び第６号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの
低層住宅地区Ａ	（１）店舗、飲食店その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が１５０平方メートルを超えるもの （２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項第２号、第５号及び第６号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの
都市関連地区Ａ	（１）店舗、飲食店その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が５００平方メートルを超えるもの （２）住宅（共同住宅、兼用住宅、寄宿舎及び下宿並びに他の建築物の管理を目的とするものを除く。） （３）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項第２号及び第４号から第６号までに掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供す

		るもの
	都市関連地区Ｂ	（１）住宅（共同住宅、兼用住宅、寄宿舎及び下宿並びに他の建築物の管理を目的とするものを除く。） （２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項第２号及び第４号から第６号までに掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの
おゆみ野駅南地区地区整備計画区域	－	次に掲げる建築物以外のもの （１）一戸建ての住宅 （２）前号の建築物に附属するもの
こてはし横戸団地地区整備計画区域	－	次に掲げる建築物以外のもの （１）一戸建ての住宅 （２）一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの （３）法別表第２（い）項第４号から第９号までに掲げるもの （４）前各号の建築物に附属するもの
おゆみ野駅北地区地区整備計画区域	－	次に掲げる建築物以外のもの （１）一戸建ての住宅 （２）前号の建築物に附属するもの（政令第１３０条の５各号に掲げるものを除く。）
幕張新都心豊砂地区地区整備計画区域	豊砂Ａ街区（業務研究地区）	（１）住宅 （２）兼用住宅 （３）共同住宅、寄宿舎又は下宿 （４）学校（専修学校及び各種学校を除く。） （５）倉庫業を営む倉庫 （６）自動車教習所 （７）畜舎（ペットショップ、動物病院又はペットホテルに附属するものを除く。） （８）ホテル又は旅館 （９）法別表第２（ぬ）項第２号又は第３号に規定する工場 (10) 法別表第２（ぬ）項第４号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項第２号から第６号までに掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの (12) １階又は２階の部分を事務所の用に供するもの（劇場、店舗、スポーツ施設その他これらに類する施設に附属するものを除く。）

豊砂Ｂ街区（業務研究地区）	（１）住宅 （２）兼用住宅 （３）共同住宅、寄宿舎又は下宿 （４）学校（専修学校及び各種学校を除く。） （５）倉庫業を営む倉庫 （６）自動車教習所 （７）畜舎（ペットショップ、動物病院又はペットホテルに附属するものを除く。） （８）ホテル又は旅館 （９）法別表第２（ぬ）項第２号又は第３号に規定する工場 (10) 法別表第２（ぬ）項第４号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項第２号から第６号までに掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの
豊砂Ｃ－１街区（タウンセンター地区）	（１）住宅 （２）兼用住宅 （３）共同住宅、寄宿舎又は下宿 （４）学校（専修学校及び各種学校を除く。） （５）倉庫業を営む倉庫 （６）自動車教習所 （７）畜舎（ペットショップ、動物病院、ペットホテル、展示場、演芸場又は観覧場に附属するものを除く。） （８）法別表第２（ぬ）項第２号又は第３号に規定する工場 （９）法別表第２（ぬ）第４号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項第２号から第６号までに掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの (11) １階又は２階の部分を事務所の用に供するもの（劇場、店舗、スポーツ施設その他これらに類する施設に附属するものを除く。）
豊砂Ｃ－２街区（タウンセンター地区） 豊砂Ｃ－３街区（タウンセンター地区）	（１）住宅 （２）兼用住宅 （３）共同住宅、寄宿舎又は下宿 （４）学校（専修学校及び各種学校を除く。） （５）倉庫業を営む倉庫 （６）自動車教習所 （７）畜舎（ペットショップ、動物病院、ペットホテル、展示場、演芸場又は観覧場に附属するものを除く。） （８）ホテル又は旅館 （９）法別表第２（ぬ）項第２号又は第３号に規定する工場

		(10) 法別表第２（ぬ）第４号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの
	豊砂Ｄ街区（タウンセンター地区）	(11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項第２号から第６号までに掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの (12) １階又は２階の部分を事務所の用に供するもの（劇場、店舗、スポーツ施設その他これらに類する施設に附属するものを除く。）
	豊砂Ｅ街区（業務研究地区）	（１）住宅 （２）兼用住宅 （３）共同住宅、寄宿舎又は下宿 （４）学校（専修学校及び各種学校を除く。） （５）倉庫業を営む倉庫 （６）自動車教習所 （７）畜舎（ペットショップ、動物病院又はペットホテルに附属するものを除く。） （８）ホテル又は旅館 （９）法別表第２（ぬ）項第２号又は第３号に規定する工場 (10) 法別表第２（ぬ）第４号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項第２号から第６号までに掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの
土気東地区地区整備計画区域	センター地区Ａ	（１）都市計画道路３．３．２７号越智町土気町線に接する敷地内の建築物で、一戸建ての住宅の用途に供するもの（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを除く。） （２）自動車教習所 （３）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項第２号及び第４号から第６号までに掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの
	センター地区Ｂ	（１）自動車教習所 （２）床面積の合計が１５平方メートルを超える畜舎 （３）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項第２号及び第４号から第６号までに掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの
	沿道地区	（１）事務所、店舗その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が１，５００平方メートルを超えるもの （２）床面積の合計が１，５００平方メートルを超える倉庫 （３）ボーリング場、スケート場、水泳場又は政令第１３０条の６の２に規定する運動施設

		（４）ホテル又は旅館 （５）自動車教習所 （６）床面積の合計が１５平方メートルを超える畜舎 （７）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項第２号及び第４号から第６号までに掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの
蘇我副都心臨海地区地区整備計画区域	Ａ－１ゾーン	次に掲げる建築物（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第４項、第５項及び第１１項の営業の用に供するものを除く。）以外のもの （１）事務所 （２）物品販売業を営む店舗又は飲食店 （３）理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋、銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業その他これらに類するサービス業を営む店舗 （４）劇場、映画館、演芸場又は観覧場 （５）カラオケボックスその他これに類するもの （６）ゲームセンター、ビリヤード場、マージャン屋、ぱちんこ屋又は射的場 （７）運動施設 （８）学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 （９）保育所 (10) 診療所 (11) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (12) 畜舎（床面積の合計が５０平方メートルを超えるものを除く。） (13) 公衆浴場 (14) ホテル又は旅館 (15) 自動車車庫 (16) 自動車修理工場以外の工場（法別表第２（へ）項第２号、（と）項第３号、（ぬ）項第３号又は（る）項第１号に掲げるものを除く。） (17) 作業場の床面積の合計が３００平方メートル以下の自動車修理工場 (18) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（法別表第２（と）項第４号に掲げるものを除く。） (19) 公共用歩廊又は法別表第２（い）項第９号若しくは（は）項第７号に掲げるもの (20) 前各号の建築物に附属するもの
	Ａ－２ゾーン	次に掲げる建築物（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第４項、第５項及び第１１項の営業の用に供するものを除く。）以外のもの （１）事務所

		（２）物品販売業を営む店舗又は飲食店 （３）理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋、銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業その他これらに類するサービス業を営む店舗 （４）劇場、映画館、演芸場又は観覧場 （５）カラオケボックスその他これに類するもの （６）ゲームセンター、ビリヤード場、マージャン屋、ぱちんこ屋又は射的場 （７）運動施設 （８）学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 （９）保育所 (10) 診療所 (11) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (12) 畜舎(床面積の合計が５０平方メートルを超えるものを除く。) (13) 公衆浴場 (14) ホテル又は旅館 (15) 自動車車庫 (16) 自動車修理工場以外の工場(法別表第２(へ)項第２号、(と)項第３号、（ぬ）項第３号又は（る）項第１号に掲げるものを除く。) (17) 住宅 (18) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (19) 公共用歩廊又は法別表第２(い)項第９号若しくは(は)項第７号に掲げるもの (20) 前各号の建築物に附属するもの
	Ａ－３ゾーン	次に掲げる建築物(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第４項、第５項及び第１１項の営業の用に供するものを除く。）以外のもの （１）事務所 （２）物品販売業を営む店舗又は飲食店 （３）理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋、銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業その他これらに類するサービス業を営む店舗 （４）劇場、映画館、演芸場又は観覧場 （５）カラオケボックスその他これに類するもの （６）ゲームセンター又はビリヤード場 （７）運動施設 （８）学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 （９）保育所 (10) 診療所

		(11) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (12)　畜舎（床面積の合計が５０平方メートルを超えるものを除く。） (13) 公衆浴場 (14) 集会場 (15) ホテル又は旅館 (16)　自動車車庫（都市計画道路川崎町東西２号線の道路境界線から１５メートル以内の１階部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。） (17) 自動車修理工場以外の工場（法別表第２（へ）項第２号、（と）項第３号、（ぬ）項第３号又は（る）項第１号に掲げるものを除く。） (18) 作業場の床面積の合計が３００平方メートル以下の自動車修理工場（都市計画道路川崎町東西２号線の道路境界線から１５メートル以内に当該用途に供する部分を有しないものに限る。） (19) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（法別表第２（と）項第４号に掲げるものを除く。） (20) 共同住宅、寄宿舎又は下宿（以下この号において「共同住宅等」という。）（都市計画道路川崎町東西２号線の道路境界線から１５メートル以内の１階部分を共同住宅等の用途に供するものにあっては、当該共同住宅等の用途に供する部分が出入口ホール、階段、管理人室その他これらに類するもののみであるものに限る。） (21) 集会所（住民の自治活動の用に供するものに限る。） (22) 公共用歩廊又は法別表第２（い）項第９号若しくは（は）項第７号に掲げるもの (23) 前各号の建築物に附属するもの
	Ｃゾーン	次に掲げる建築物（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第４項、第５項及び第１１項の営業の用に供するものを除く。）以外のもの （１）事務所 （２）物品販売業を営む店舗又は飲食店 （３）理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋、銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業その他これらに類するサービス業を営む店舗 （４）観覧場 （５）カラオケボックスその他これに類するもの （６）ゲームセンター又はビリヤード場 （７）運動施設 （８）学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 （９）老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (10) 診療所 (11) 病院

		(12) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (13) 畜舎（床面積の合計が５０平方メートルを超えないもので、ペットショップ、動物病院又はペットホテルに附属するものに限る。） (14) 公衆浴場 (15) 集会場 (16) 自動車車庫（都市計画道路川崎町東西２号線の道路境界線から１５メートル以内の１階部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。） (17) 自動車修理工場以外の工場（法別表第２（へ）項第２号、（と）項第３号、（ぬ）項第３号又は（る）項第１号に掲げるものを除く。） (18) 作業場の床面積の合計が３００平方メートル以下の自動車修理工場（都市計画道路川崎町東西２号線の道路境界線から１５メートル以内に当該用途に供する部分を有しないものに限る。） (19) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（法別表第２（と）項第４号に掲げるものを除く。） (20) ポンプ施設 (21) 住宅（都市計画道路川崎町東西２号線の道路境界線から１５メートル以内の１階部分を住宅（兼用住宅の住宅に供する部分を含む。以下この号において同じ。）の用途に供するものにあっては、当該住宅の用途に供する部分が出入口、階段その他これらに類するもののみであるものに限る。） (22) 共同住宅、寄宿舎又は下宿（以下この号において「共同住宅等」という。）（都市計画道路川崎町東西２号線の道路境界線から１５メートル以内の１階部分を共同住宅等の用途に供するものにあっては、当該共同住宅等の用途に供する部分が出入口ホール、階段、管理人室その他これらに類するもののみであるものに限る。） (23) 集会所（住民の自治活動の用に供するものに限る。） (24) 公共用歩廊又は法別表第２（い）項第９号若しくは（は）項第７号に掲げるもの (25) 前各号の建築物に附属するもの
	Ｄゾーン	次に掲げる建築物以外のもの （１）都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第２条第２項に規定する公園施設の用途に供するもの （２）都市公園法第７条に規定する工作物その他の物件又は施設の用途に供するもので同法第６条の規定による市長の許可を受けたもの
畑町ホームランド地区地区整備計画区域	－	次に掲げる建築物以外のもの （１）一戸建ての住宅 （２）一戸建ての住宅で診療所を兼ねるもの （３）一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第１３０条の３で定めるもの

		（４）前３号の建築物に附属するもの（政令第１３０条の５各号に掲げるものを除く。）
おゆみの道西地区地区整備計画区域	－	次に掲げる建築物以外のもの （１）一戸建ての住宅 （２）一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第１３０条の３で定めるもの （３）前２号の建築物に附属するもの
おゆみの道東地区地区整備計画区域	－	次に掲げる建築物以外のもの （１）一戸建ての住宅 （２）一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第１３０条の３で定めるもの （３）前２号の建築物に附属するもの（政令第１３０条の５各号に掲げるものを除く。）
おゆみ野秋の道西地区地区整備計画区域	－	次に掲げる建築物以外のもの （１）一戸建ての住宅 （２）一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第１３０条の３で定めるもの （３）前２号の建築物に附属するもの
おゆみ野秋の道東地区地区整備計画区域	－	次に掲げる建築物以外のもの （１）一戸建ての住宅 （２）一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第１３０条の３で定めるもの （３）前２号の建築物に附属するもの
おゆみ野中央東地区地区整備計画区域	－	次に掲げる建築物以外のもの （１）一戸建ての住宅 （２）一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第１３０条の３で定めるもの （３）前２号の建築物に附属するもの
おゆみ野南６丁目東地区地区整備計画区域	－	次に掲げる建築物以外のもの （１）一戸建ての住宅 （２）一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第１３０条の３で定めるもの （３）前２号の建築物に附属するもの
千葉中央第六地区地区整備計画区域	Ａ地区 Ｂ地区	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項各号に掲げる営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第１１項に規定する特定遊興飲食店営業の用に供するもの
萩台わかば地区地区整	―	次に掲げる建築物以外のもの （１）一戸建ての住宅

備計画区域		（２）２戸の長屋 （３）２戸の共同住宅 （４）住宅で事務所の用途を兼ねるもの （５）住宅で店舗、飲食店その他これらに類する用途（政令第１３０条の５の２第３号及び第４号に掲げるものを除く。）を兼ねるもののうち、その用途に供する部分の床面積の合計が１５０平方メートル以下のもの （６）法別表第２（い）項第４号、第６号、第８号及び第９号に規定するもの （７）前各号の建築物に付属するもの
稲毛北地区地区整備計画区域	低層住宅地区	次に掲げる建築物以外のもの （１）一戸建ての住宅 （２）一戸建ての住宅で薬局を兼ねるもの （３）診療所（患者を入院させるための施設を有するものを除く。） （４）巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第１３０条の４で定める公益上必要な建築物 （５）集会所（住民の自治活動の用に供するものに限る。） （６）前各号の建築物に附属するもの
	住宅地区	次に掲げる建築物以外のもの （１）住宅 （２）共同住宅、寄宿舎又は下宿 （３）店舗、飲食店その他これらに類するもののうち政令第１３０条の５の３各号に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が１５０平方メートル以内のもの （４）事務所で床面積の合計が１５０平方メートル以内のもの （５）診療所（患者を入院させるための施設を有するものを除く。） （６）巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第１３０条の４で定める公益上必要な建築物 （７）集会所（住民の自治活動の用に供するものに限る。） （８）前各号の建築物に附属するもの（政令第１３０条の５の５各号に掲げるものを除く。）
	利便地区Ａ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項第２号及び第４号から第６号までに掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの
	利便地区Ｂ	（１）ホテル又は旅館 （２）自動車教習所 （３）床面積の合計が１５平方メートルを超える畜舎 （４）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項第２号及び第４号から第６号までに掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの
	沿道地区	

千葉中央港地区地区整備計画区域	－	（１）２階以下の部分を住宅の用途に供するもの（２階以下の部分の住宅の用途に供する部分が住宅の出入口、階段その他これらに類するもののみであるものを除く。） （２）共同住宅、寄宿舎又は下宿（以下「共同住宅等」という。）。ただし、共同住宅等の用途に供する部分（共同住宅の共用の廊下又は階段の用途に供する部分を除く。）の床面積の合計が敷地面積の１０分の１８以下の共同住宅等で、次のいずれかに該当するものを除く。 ア　計画図に示すにぎわい創出区域（以下「にぎわい創出区域」という。）内に敷地が存しないもの イ　にぎわい創出区域内に存する１階部分の全部又は一部を共同住宅等の用途以外の用途に供するもの（にぎわい創出区域内に存する１階部分の一部を共同住宅等の用途に供するものにあっては、当該共同住宅等の用途に供する部分が出入口ホール、階段、管理人室その他これらに類するもののみであるものに限る。） （３）床面積の合計が１５平方メートルを超える畜舎 （４）自動車教習所 （５）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの、同条第９項に掲げる店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの又は同条第１０項に掲げる無店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの （６）にぎわい創出区域内に存する１階部分を次のいずれかの用途に供するもの ア　自動車車庫（車路の部分を除く。） イ　自動車修理工場 ウ　倉庫（店舗又は飲食店に附属するものを除く。）
都賀の台地区地区整備計画区域	住宅地区	（１）長屋 （２）共同住宅、寄宿舎又は下宿
	利便地区Ａ	ホテル又は旅館
	利便地区Ｂ	（１）マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの （２）ホテル又は旅館
おゆみ野学園前駅南東地区地区整備計画区域	低層住宅地区	次に掲げる建築物以外のもの （１）一戸建ての住宅 （２）一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第１３０条の３で定めるもの （３）前２号の建築物に附属するもの（政令第１３０条の５各号に掲げるものを除く。）
	沿道住宅地区	次に掲げる建築物以外のもの （１）一戸建ての住宅

		（２）一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第１３０条の３で定めるもの （３）店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令第１３０条の５の２で定めるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が１５０平方メートル以内のもの（３階以上の部分をその用途に供するものを除く。） （４）診療所 （５）前各号の建築物に附属するもの
汐見丘地区地区整備計画区域	―	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項第２号から第６号までに掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの、同条第９項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの又は同条第１０項に規定する無店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの
千城台南３丁目地区地区整備計画区域	住宅地区	次に掲げる建築物以外のもの （１）一戸建ての住宅 （２）２戸の長屋 （３）２戸の共同住宅 （４）住宅で店舗その他これに類する用途を兼ねるもののうち政令第１３０条の３に定めるもの（同条第１号から第５号までに掲げるものを除く。） （５）前各号の建築物に附属するもの（政令第１３０条の５各号に掲げるものを除く。）
	沿道地区	次に掲げる建築物以外のもの （１）一戸建ての住宅 （２）２戸の長屋 （３）２戸の共同住宅 （４）住宅で店舗その他これに類する用途を兼ねるもののうち政令第１３０条の３に定めるもの（同条第１号に掲げるものを除く。） （５）集会所（住民の自治活動の用に供するものに限る。） （６）保育所 （７）前各号の建築物に附属するもの（政令第１３０条の５各号に掲げるものを除く。）
古市場地区地区整備計画区域	低層住宅地区	（１）ホテル又は旅館 （２）ボーリング場、スケート場、水泳場又は政令第１３０条の６の２に規定する運動施設 （３）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項第２号及び第４号から第６号までに掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの、同条第９項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの又は同条第１０項に規定する無店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの

		（４）自動車教習所 （５）神社、寺院、教会その他これらに類するもの （６）集会場（葬儀を行うものに限る。） （７）墓地、埋葬等に関する法律第２条第６項に規定する納骨堂 （８）畜舎 （９）工場 (10) 前各号又は法別表第２（い）項第１号から第３号までに掲げる建築物以外の建築物の用途に供するもので、その部分の床面積の合計が１５０平方メートルを超えるもの
	沿道利用住宅地区	（１）ホテル又は旅館 （２）ボーリング場、スケート場、水泳場又は政令第１３０条の６の２に規定する運動施設 （３）マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの （４）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項第２号及び第４号から第６号までに掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの、同条第９項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの又は同条第１０項に規定する無店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの （５）自動車教習所 （６）神社、寺院、教会その他これらに類するもの （７）集会場（葬儀を行うものに限る。） （８）墓地、埋葬等に関する法律第２条第６項に規定する納骨堂 （９）畜舎（ペットショップ、動物病院又はペットホテルに附属するものを除く。）
	利便地区	（１）住宅 （２）兼用住宅 （３）共同住宅、寄宿舎又は下宿 （４）ホテル又は旅館 （５）ボーリング場、スケート場、水泳場又は政令第１３０条の６の２に規定する運動施設 （６）マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの （７）劇場、映画館、演芸場又は観覧場 （８）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項第２号から第６号までに掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの、同条第９項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの又は同条第１０項に規定する無店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの

		（９）老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの（対象となる者を入所させて事業を行う施設に限る。） (10) 自動車教習所 (11) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (12) 集会場（葬儀を行うものに限る。） (13) 墓地、埋葬等に関する法律第２条第６項に規定する納骨堂 (14) 倉庫業を営む倉庫 (15) 畜舎（ペットショップ、動物病院又はペットホテルに附属するものを除く。）
春日１丁目西地区地区整備計画区域	―	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項第２号から第６号までに掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの、同条第９項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの又は同条第１０項に規定する無店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの
春日１丁目東地区地区整備計画区域	―	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項第２号から第６号までに掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの、同条第９項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの又は同条第１０項に規定する無店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの
おゆみ野南５丁目地区地区整備計画区域	―	次に掲げる建築物以外のもの （１）一戸建ての住宅 （２）一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第１３０条の３で定めるもの （３）集会所（住民の自治活動の用に供するものに限る。） （４）前３号の建築物に附属するもの（政令第１３０条の５各号に掲げるものを除く。）
おゆみ野南６丁目南地区地区整備計画区域	―	次に掲げる建築物以外のもの （１）一戸建ての住宅 （２）一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第　１３０条の３で定めるもの （３）集会所（住民の自治活動の用に供するものに限る。） （４）前３号の建築物に附属するもの（政令第１３０条の５各号に掲げるものを除く。）
稲毛海岸５丁目地区地区整備計画区域	低層住宅地区	次に掲げる建築物以外のもの （１）一戸建ての住宅 （２）一戸建ての住宅で薬局を兼ねるもののうち、その用途に供する部分の床面積の合計が５０平方メートル以内のもの （３）診療所（患者を入院させるための施設を有するものを除く。） （４）薬局で床面積の合計が５０平方メートル以内のもの （５）巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第１３０条の４で定める公益上必要な建築物

		（６）前各号の建築物に附属するもの（政令第１３０条の５各号に掲げるものを除く。）
	コミュニティ地区	次に掲げる建築物以外のもの （１）集会所（住民の自治活動の用に供するものに限る。） （２）巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第１３０条の４で定める公益上必要な建築物 （３）前２号の建築物に附属するもの
	集合住宅地区	次に掲げる建築物以外のもの （１）共同住宅 （２）巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第１３０条の４で定める公益上必要な建築物 （３）前２号の建築物に附属するもの
	沿道地区	（１）ホテル又は旅館 （２）畜舎（ペットショップ、動物病院又はペットホテルに附属するものを除く。） （３）神社、寺院、教会その他これらに類するもの （４）墓地、埋葬等に関する法律第２条第６項に規定する納骨堂 （５）キャバレー、料理店その他これらに類するもの （６）マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの （７）工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が５０平方メートル以内であり、かつ、原動機を使用する場合の出力の合計が０．７５キロワット以下のものを除く。） （８）法別表第２（と）項第４号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの （９）ガソリンスタンド (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項第２号若しくは第３号、第６項から第１１項まで又は第１３項に規定する営業の用に供するもの
おゆみ野中央８丁目地区地区整備計画区域	―	次に掲げる建築物以外のもの （１）一戸建ての住宅 （２）一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第１３０条の３で定めるもの （３）前２号の建築物に附属するもの（政令第１３０条の５各号に掲げるものを除く。）

高田町地区地区整備計画区域	住宅地	次に掲げる建築物以外のもの （１）一戸建ての住宅 （２）一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第１３０条の３で定めるもの （３）集会所（住民の自治活動の用に供するものに限る。） （４）保育所 （５）幼稚園 （６）老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第６項に規定する事業を行う施設に限る。） （７）前各号の建築物に附属するもの（政令第１３０条の５各号に掲げるものを除く。）
	利便地	次に掲げる建築物以外のもの （１）一戸建ての住宅 （２）次に掲げる建築物で、平家建てのもの（２以上の用途に供するもの並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第４項、第５項及び第１１項に規定する営業の用に供するものを除く。） ア　物品販売業を営む店舗又は飲食店 イ　理髪店、美容院又はクリーニング取次店 ウ　自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が５０平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が０．７５キロワット以下のものに限る。） エ　診療所 （３）前２号の建築物に附属するもの（政令第１３０条の５各号に掲げるものを除く。）
おゆみ野５丁目地区地区整備計画区域	―	次に掲げる建築物以外のもの （１）一戸建ての住宅 （２）一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第１３０条の３で定めるもの （３）前２号の建築物に附属するもの（政令第１３０条の５各号に掲げるものを除く。）
おゆみ野中央９丁目地区地区整備計画区域	―	次に掲げる建築物以外のもの （１）一戸建ての住宅 （２）一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第１３０条の３で定めるもの （３）前２号の建築物に附属するもの（政令第１３０条の５各号に掲げるものを除く。）

ちばリサーチパーク千葉地区地区整備計画区域	Ａ地区	次に掲げる建築物以外のもの （１）事務所 （２）工場（法別表第２（る）項第１号に掲げるものを除く。） （３）大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するものの施設であって研修を目的とするもの （４）集会場（葬儀を行うものを除く。） （５）前各号の建築物に附属するもので次に掲げるもの ア　店舗、飲食店その他これらに類するもののうち政令第１３０条の５の３各号に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が５００平方メートル以内のもの（３階以上の部分をその用途に供するものを除く。） イ　保育所 ウ　診療所 エ　水泳場 オ　自動車車庫（法別表第２（へ）項第４号に掲げるものを除く。） カ　畜舎 キ　危険物の貯蔵又は処理に供するもの（法別表第２（る）項第２号に掲げるものを除く。） （６）倉庫（法別表第２（る）項第２号に掲げるものを除く。） （７）前号の建築物に附属するもので次に掲げるもの ア　店舗、飲食店その他これらに類するもののうち政令第１３０条の５の３各号に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が５００平方メートル以内のもの（３階以上の部分をその用途に供するものを除く。） イ　保育所 ウ　診療所 エ　自動車車庫（法別表第２（へ）項第４号に掲げるものを除く。） オ　危険物の貯蔵又は処理に供するもの（法別表第２（る）項第２号に掲げるものを除く。） （８）巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第１３０条の４で定める公益上必要な建築物（老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するものを除く。） （９）公益上必要な建築物で政令第１３０条の５の４に定めるもの (10) 前２号の建築物に附属するもの（政令第１３０条の５の５各号に掲げるものを除く。）
	Ｂ地区	次に掲げる建築物以外のもの （１）事務所 （２）工場（法別表第２（る）項第１号に掲げるものを除く。） （３）大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するものの施設であ

		って研修を目的とするもの（４）集会場（葬儀を行うものを除く。） （５）前各号の建築物に附属するもので次に掲げるもの ア　寄宿舎 イ　店舗、飲食店その他これらに類するもののうち政令第１３０条の５の３各号に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が５００平方メートル以内のもの（３階以上の部分をその用途に供するものを除く。） ウ　保育所 エ　診療所 オ　ホテル又は旅館（研修のための宿泊を目的とするものに限る。） カ　水泳場 キ　自動車車庫（法別表第２（へ）項第４号に掲げるものを除く。） ク　危険物の貯蔵又は処理に供するもの（法別表第２（る）項第２号に掲げるものを除く。） （６）倉庫（法別表第２（る）項第２号に掲げるものを除く。） （７）前号の建築物に附属するもので次に掲げるもの ア　寄宿舎 イ　店舗、飲食店その他これらに類するもののうち政令第１３０条の５の３各号に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が５００平方メートル以内のもの（３階以上の部分をその用途に供するものを除く。） ウ　保育所 エ　診療所 オ　ホテル又は旅館（研修のための宿泊を目的とするものに限る。） カ　自動車車庫（法別表第２（へ）項第４号に掲げるものを除く。） キ　危険物の貯蔵又は処理に供するもの（法別表第２（る）項第２号に掲げるものを除く。） （８）巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第１３０条の４で定める公益上必要な建築物（老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するものを除く。） （９）公益上必要な建築物で政令第１３０条の５の４に定めるもの (10) 前２号の建築物に附属するもの（政令第１３０条の５の５各号に掲げるものを除く。）
	Ｃ地区	次に掲げる建築物以外のもの （１）巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第１３０条の４で定める公益上必要な建築物（老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するものを除く。） （２）前号の建築物に附属するもの（政令第１３０条の５各号に掲げるものを除く。）

千葉駅西口地区地区整備計画区域	―	（１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項第１号から第３号までに掲げる営業又は同条第６項から第１１項まで若しくは第１３項に規定する営業の用に供するもの （２）マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く。） （３）集会場（葬儀を行うものに限る。） （４）墓地、埋葬等に関する法律第２条第６項に規定する納骨堂
千葉大学西千葉キャンパス地区地区整備計画区域	大学地区（A）	（１）住宅 （２）兼用住宅 （３）ボーリング場、スケート場、水泳場又は政令第１３０条の６の２に規定する運動施設（建築物に附属するものを除く。） （４）神社、寺院、教会その他これらに類するもの （５）公衆浴場
	大学地区（B）	（６）自動車教習所 （７）自動車車庫（建築物に附属するものを除く。） （８）店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ア　その用途に供する部分が、計画図に示す大学地区（A）、大学地区（B）又は附属学校地区にあるもの（建築物に附属するものに限る。）
	地域交流地区	イ　その用途に供する部分が、計画図に示す地域交流地区にあるもの （９）畜舎又は工場の用途に供するもの（建築物に附属するもので、その用途に供する部分が計画図に示す大学地区（A）、大学地区（B）又は附属学校地区にあるものを除く。） (10) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（建築物に附属するもので、その用途に供する部分が計画図に示す大学地区（A）、大学地区（B）、附属学校地区又は運動場地区にあるものを除く。）
	附属学校地区	(11) 集会場（建築物に附属するもので、その用途に供する部分が計画図に示す大学地区（A）、大学地区（B）、地域交流地区又は附属学校地区にあるものを除く。） (12) 共同住宅、寄宿舎、下宿、ホテル、旅館又は事務所の用途に供するもの（その用途に供する部分が６階以下であり、かつ、計画図に示す大学地区（A）、大学地区（B）又は地域交流地区にあるものを除く。）
	運動場地区	(13) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの（６階以下の部分をその用途に供するものを除く。） (14) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの（６階以下の部分をその用途に供するものを除く。）
千葉県がんセンター地区地区整備	医療・保健衛生地区	（１）住宅 （２）兼用住宅 （３）共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの（６階以上の部分をそ

計画区域		の用途に供するものに限る。） （４）神社、寺院、教会その他これらに類するもの （５）老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの（６階以上の部分をその用途に供するものに限る。） （６）老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの（６階以上の部分をその用途に供するものに限る。） （７）公衆浴場
	沿道地区	（１）住宅 （２）兼用住宅 （３）神社、寺院、教会その他これらに類するもの （４）ボーリング場、スケート場、水泳場又は政令第１３０条の６の２に規定する運動施設 （５）自動車教習所 （６）自動車修理工場 （７）自動車車庫（建築物に附属するものを除く。） （８）畜舎 （９）公衆浴場 (10) 展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所の用途に供するもの (11) 店舗、飲食店その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が１，５００平方メートルを超えるもの
幕張新都心若葉住宅地区地区整備計画区域	住宅・複合用途街区	（１）マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの （２）畜舎（ペットショップ、動物病院、ペットホテル、展示場その他これらに類するものに附属するものを除く。） （３）墓地、埋葬等に関する法律第２条第６項に規定する納骨堂 （４）集会場（葬儀を行うものに限る。） （５）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項から第１０項までに規定する営業の用に供するもの
千葉銀座地区地区整備計画区域	Ａ地区	（１）２階以下の部分を住宅（兼用住宅の住宅に供する部分を含む。）、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの（２階以下の部分のこれらの用途に供する部分が出入口、出入口ホール、階段、管理人室その他これらに類するもののみであるものを除く。） （２）神社、寺院、教会その他これらに類するもの （３）集会場（葬儀を行うものに限る。） （４）墓地、埋葬等に関する法律第２条第６項に規定する納骨堂 （５）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項から第１０項までに規定する営業の用に供するもの

<table>
<tr><td></td><td>Ｂ地区</td><td>（１）１階以下の部分を住宅（兼用住宅の住宅に供する部分を含む。）、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの（１階以下の部分のこれらの用途に供する部分が出入口、出入口ホール、階段、管理人室その他これらに類するもののみであるものを除く。）
（２）神社、寺院、教会その他これらに類するもの
（３）集会場（葬儀を行うものに限る。）
（４）墓地、埋葬等に関する法律第２条第６項に規定する納骨堂
（５）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項から第１０項までに規定する営業の用に供するもの</td></tr>
<tr><td rowspan="5">千葉大学亥鼻キャンパス地区地区整備計画区域</td><td>大学地区（A）</td><td rowspan="5">（１）住宅（その用途に供する部分が、計画図に示す病院地区にあるものを除く。）
（２）兼用住宅（その用途に供する部分が、計画図に示す病院地区にあるものを除く。）
（３）共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの（その用途に供する部分が６階以下であり、かつ、計画図に示す風致保全地区以外の地区にあるものを除く。）
（４）神社、寺院、教会その他これらに類するもの（その用途に供する部分が、計画図に示す病院地区にあるものを除く。）
（５）老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（その用途に供する部分が６階以下であり、かつ、計画図に示す風致保全地区以外の地区にあるものを除く。）
（６）老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの（その用途に供する部分が６階以下であり、かつ、計画図に示す風致保全地区以外の地区にあるものを除く。）
（７）公衆浴場（その用途に供する部分が、計画図に示す病院地区にあるものを除く。）
（８）事務所（その用途に供する部分が、計画図に示す風致保全地区にあるものに限る。）
（９）店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
ア　その用途に供する部分が、計画図に示す大学地区（A）又は大学地区（B）にあるもの（建築物に附属するものに限る。）
イ　その用途に供する部分が、計画図に示す地域交流地区又は病院地区にあるもの
(10) 自動車車庫。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
ア　その用途に供する部分が、計画図に示す大学地区（A）、大学地区（B）又は地域交流地区にあるもの（建築物に附属するものに限る。）
イ　その用途に供する部分が、計画図に示す病院地区にあるもの
(11) 工場。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</td></tr>
<tr><td>大学地区（B）</td></tr>
<tr><td>地域交流地区</td></tr>
<tr><td>風致保全地区</td></tr>
<tr><td>病院地区</td></tr>
</table>

		ア　その用途に供する部分が、計画図に示す大学地区（A）又は大学地区（B）にあるもの（建築物に附属するものに限る。） イ　その用途に供する部分が、計画図に示す病院地区にあるもの (12) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ア　その用途に供する部分が、計画図に示す大学地区（A）又は大学地区（B）にあるもの（建築物に附属するものに限る。） イ　その用途に供する部分が、計画図に示す病院地区にあるもの (13) 集会場。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ア　その用途に供する部分が、計画図に示す大学地区（A）、大学地区（B）又は地域交流地区にあるもの（建築物に附属するものに限る。） イ　その用途に供する部分が、計画図に示す病院地区にあるもの (14) 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの（その用途に供する部分が、計画図に示す風致保全地区にあるものに限る。） (15) 病院又は診療所の用途に供するもの（その用途に供する部分が、計画図に示す風致保全地区にあるものに限る。） (16) 畜舎。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ア　その用途に供する部分が、計画図に示す大学地区（A）又は大学地区（B）にあるもの（建築物に附属するものに限る。） イ　その用途に供する部分が、計画図に示す病院地区にあるもの
千葉外房有料道路高田インターチェンジ周辺地区地区整備計画区域	A地区	次に掲げる建築物以外のもの （１）事務所 （２）工場（法別表第２（る）項第１号に掲げるものを除く。） （３）前２号の建築物に附属するもので次に掲げるもの ア　物品販売業を営む店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が５００平方メートル以内のもの イ　自動車車庫（法別表第２（へ）項第４号に掲げるものを除く。） ウ　保育所 エ　診療所 オ　危険物の貯蔵又は処理に供するもの（法別表第２（る）項第２号に掲げるものを除く。） カ　倉庫（法別表第２（る）項第２号に掲げるものを除く。）で倉庫業を営まないもの又は床面積の合計が５，０００平方メートル以内のもの （４）倉庫（法別表第２（る）項第２号に掲げるものを除く。）で床面積の合計が５，０００平方メートル以内のもの （５）前号の建築物に附属するもので次に掲げるもの ア　物品販売業を営む店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が５００平方メートル以内のもの

		イ　自動車車庫（法別表第２（へ）項第４号に掲げるものを除く。） ウ　保育所 エ　診療所 オ　危険物の貯蔵又は処理に供するもの（法別表第２（る）項第２号に掲げるものを除く。） （６）巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第１３０条の４で定める公益上必要な建築物（老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するものを除く。） （７）公益上必要な建築物で政令第１３０条の５の４に定めるもの （８）前２号の建築物に附属するもの（政令第１３０条の５の５各号に掲げるものを除く。）
	Ｂ地区	次に掲げる建築物以外のもの （１）物品販売業を営む店舗で、その用途に供する部分の床面積の合計が２００平方メートル以内のもの （２）巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第１３０条の４で定める公益上必要な建築物（老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するものを除く。） （３）公益上必要な建築物で政令第１３０条の５の４に定めるもの （４）前３号の建築物に附属するもの（政令第１３０条の５の５各号に掲げるものを除く。）
小仲台３丁目・４丁目地区地区整備計画区域	住宅地区Ａ	次に掲げる建築物以外のもの （１）一戸建ての住宅 （２）１２戸以下の長屋 （３）１２戸以下の共同住宅 （４）一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第１３０条の３で定めるもの（同条第４号に掲げるものを除く。） （５）診療所 （６）老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センターその他これらに類するもの（介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第１７項に規定する地域密着型通所介護、同条第１８項に規定する認知症対応型通所介護若しくは同条第２０項に規定する認知症対応型共同生活介護又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１４項に規定する就労継続支援若しくは同条第１７項に規定する共同生活援助を行うものに限る。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの （７）前各号の建築物に附属するもの （８）地区計画の決定の際現に存する建築物又は現に工事中の建築物であっ

		て、その用途が前各号のいずれにも該当しないもの（以下この号において「既存建築物」という。）の敷地（法第８６条の９第１項各号に掲げる事業の施行により、既存建築物の敷地面積が減少した場合にあっては、当該事業の施行による減少後の敷地）の全部を１の敷地として新築、改築又は増築をする場合における当該新築、改築又は増築後の建築物であって、その用途が既存建築物の用途と同一であるもの
	住宅地区Ｂ 住宅地区Ｃ	次に掲げる建築物以外のもの （１）一戸建ての住宅 （２）前号の建築物に附属するもの
	利便地区	（１）ホテル又は旅館 （２）集会場（葬儀を行うものに限る。） （３）マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの （４）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項から第１１項まで又は第１３項に規定する営業の用に供するもの （５）墓地、埋葬等に関する法律第２条第６項に規定する納骨堂
ライフタウン稲毛地区地区整備計画区域	―	次に掲げる建築物以外のもの （１）一戸建ての住宅 （２）２戸の長屋 （３）前２号の建築物に附属するもの（政令第１３０条の５各号に掲げるものを除く。）
千葉敬愛学園稲毛キャンパス地区地区整備計画区域	大学・短大地区 学園高校地区 スポーツ地区 低層地区	次に掲げる建築物以外のもの （１）学校、図書館その他これらに類するもの （２）共同住宅、寄宿舎又は下宿（その用途に供する部分が計画図に示すスポーツ地区にあるものに限る。） （３）老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（その用途に供する部分が６階以下であり、かつ、計画図に示す大学・短大地区にあるものに限る。） （４）事務所（その用途に供する部分が６階以下であるものに限る。） （５）ホテル又は旅館（その用途に供する部分が計画図に示すスポーツ地区にあるものに限る。） （６）前各号の建築物に附属するもの
千葉駅東口西銀座地区地区整備計画区域	Ａ地区	次に掲げる建築物（千葉市千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区建築条例（令和４年千葉市条例第１３号）第４条第１項に規定する建築してはならない建築物を除く。） （１）住宅

		（２）兼用住宅 （３）共同住宅、寄宿舎又は下宿 （４）老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの （５）倉庫（建築物に附属するものを除く。） （６）集会場（葬儀を行うものに限る。） （７）畜舎（ペットショップ、動物病院又はペットホテルに附属するものを除く。） （８）墓地、埋葬等に関する法律第２条第６項に規定する納骨堂 （９）マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く。） (10) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）を営むものを除く。） (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項第１号から第３号までに掲げる営業又は同条第６項から第１１項まで及び第１３項に規定する営業の用に供するもの
	Ｂ地区	次に掲げる建築物（千葉市千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区建築条例第４条第１項に規定する建築してはならない建築物を除く。） （１）都市計画道路千葉駅富士見線及び市道富士見１４号線の道路境界線から１０メートル以内の１階部分を、次に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するもの（当該建築物の出入口、出入口ホール、階段、管理人室その他これらに類するものを除く。） ア　物品販売業を営む店舗 イ　飲食店 ウ　自家販売のための食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの エ　アからウまでに掲げる建築物に併設する華道教室その他これに類する施設 （２）老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの （３）倉庫（建築物に附属するものを除く。） （４）集会場（葬儀を行うものに限る。） （５）畜舎（ペットショップ、動物病院又はペットホテルに附属するものを除く。） （６）墓地、埋葬等に関する法律第２条第６項に規定する納骨堂 （７）マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く。） （８）工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）を営むものを除く。） （９）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項第１号から第３号までに掲げる営業又は同条第６項から第１１項まで及び第

		１３項に規定する営業の用に供するもの
鎌取インターチェンジ周辺地区地区整備計画区域	―	次に掲げる建築物以外のもの （１）事務所 （２）工場（法別表第２（る）項第１号に掲げるもの及び業として薬剤を使った遺体の保管又は修復その他これらに類する作業を行う施設を除く。） （３）前２号の建築物に附属するもので次に掲げるもの ア　物品販売業を営む店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以内のもの イ　自動車車庫（法別表第２（へ）項第４号に掲げるものを除く。） ウ　保育所 エ　診療所 オ　危険物の貯蔵又は処理に供するもの（法別表第２（る）項第２号に掲げるものを除く。） カ　倉庫（法別表第２（る）項第２号に掲げるもの及び業として遺体を保管（運送契約に基づく一次保管を含む。）する施設を除く。）で倉庫業を営まないもの又は床面積の合計が５，０００平方メートル以内のもの （４）倉庫（法別表第２（る）項第２号に掲げるもの及び業として遺体を保管（運送契約に基づく一次保管を含む。）する施設を除く。）で床面積の合計が５，０００平方メートル以内のもの （５）前号の建築物に附属するもので次に掲げるもの ア　物品販売業を営む店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以内のもの イ　自動車車庫（法別表第２（へ）項第４号に掲げるものを除く。） ウ　保育所 エ　診療所 オ　危険物の貯蔵又は処理に供するもの（法別表第２（る）項第２号に掲げるものを除く。） （６）巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第１３０条の４で定める公益上必要な建築物（老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するものを除く。） （７）公益上必要な建築物で政令第１３０条の５の４に定めるもの （８）前２号の建築物に附属するもの（政令第１３０条の５の５各号に掲げるものを除く。）

別表第２の２

（あ）	（い）	（う）
区域の名称	地区の名称	建築物の用途の制限の緩和

幕張新都心若葉住宅地区地区整備計画区域	住宅・複合用途街区	３階以下の部分を建築物に附属する自動車車庫の用途に供するもので、次に掲げるもの（３階の部分を建築物に附属する自動車車庫の用途に供するもので、都市計画緑地第１６号打瀬緑地及び道路の境界線から３メートル未満の距離にあるもの又は計画図に示すタウンゲートゾーン内に敷地が存するものを除く。） （１）床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が当該敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計を超えないもの （２）公告対象区域内の建築物に附属する自動車車庫で、床面積の合計に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の床面積の合計及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が当該公告対象区域内の建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計を超えないもの

別表第２の３

（あ）	（い）	（う）
区域の名称	地区の名称	建築物の容積率の最高限度
おゆみ野駅北地区地区整備計画区域	―	１０分の１０
おゆみの道東地区地区整備計画区域	―	１０分の１０
千葉中央第六地区地区整備計画区域	Ａ地区	１０分の６５
	Ｂ地区	１０分の１０
おゆみ野学園前駅南東地区地区整備計画区域	低層住宅地区	１０分の１０
おゆみ野南５丁目地区地区整備計画区域	―	１０分の１０
おゆみ野南６丁目南地区地区整備計画区域	―	１０分の１０
おゆみ野中央８丁目地区地区整備計画区域	―	１０分の１０
高田町地区地区整備計画区域	住宅地	１０分の１０
	利便地	
おゆみ野５丁目地区地区整備計画区域	―	１０分の１０
おゆみ野中央９丁目地区地区整備計画区域	―	１０分の１０
ちばリサーチパーク千葉地	Ａ地区	１０分の２０

区地区整備計画区域	Ｂ地区	
	Ｃ地区	１０分の１０
千葉外房有料道路高田インターチェンジ周辺地区地区整備計画区域	Ａ地区	１０分の２０
	Ｂ地区	
鎌取インターチェンジ周辺地区地区整備計画区域	―	１０分の２０

別表第２の４

（あ）	（い）	（う）
区域の名称	地区の名称	建築物の容積率の最低限度
千葉中央第六地区地区整備計画区域	Ａ地区	１０分の３０
	Ｂ地区	１０分の２

別表第３

（あ）	（い）	（う）
区域の名称	地区の名称	建築物の建蔽率の最高限度
おゆみ野駅北地区地区整備計画区域	―	１０分の５（法第５３条第３項第２号に該当する建築物にあっては、１０分の６）
幕張新都心豊砂地区地区整備計画区域	豊砂Ａ街区（業務研究地区）	１０分の６
おゆみの道東地区地区整備計画区域	―	１０分の５（法第５３条第３項第２号に該当する建築物にあっては、１０分の６）
千葉中央第六地区地区整備計画区域	Ａ地区	１０分の７（法第５３条第６項第１号に該当する建築物にあっては、１０分の９）
	Ｂ地区	１０分の５（法第５３条第３項第２号に該当する建築物にあっては、１０分の６）
おゆみ野学園前駅南東地区地区整備計画区域	低層住宅地区	１０分の５（法第５３条第３項第２号に該当する建築物にあっては、１０分の６）
おゆみ野南５丁目地区地区整備計画区域	―	１０分の５（法第５３条第３項第２号に該当する建築物にあっては、１０分の６）
おゆみ野南６丁目南地区地区整備計画区域	―	１０分の５（法第５３条第３項第２号に該当する建築物にあっては、１０分の６）
おゆみ野中央８丁目地区地区整備計画区域	―	１０分の５（法第５３条第３項第２号に該当する建築物にあっては、１０分の６）
高田町地区地区整備計画区域	住宅地	１０分の５
	利便地	

おゆみ野５丁目地区地区整備計画区域	―	１０分の５（法第５３条第３項第２号に該当する建築物にあっては、１０分の６）
おゆみ野中央９丁目地区地区整備計画区域	―	１０分の５（法第５３条第３項第２号に該当する建築物にあっては、１０分の６）
ちばリサーチパーク千葉地区地区整備計画区域	Ａ地区	１０分の６（法第５３条第３項第２号に該当する建築物にあっては、１０分の７）
	Ｂ地区	
	Ｃ地区	１０分の５（法第５３条第３項第２号に該当する建築物にあっては、１０分の６）
千葉外房有料道路高田インターチェンジ周辺地区地区整備計画区域	Ａ地区	１０分の６
	Ｂ地区	
鎌取インターチェンジ周辺地区地区整備計画区域	―	１０分の６

別表第４

（あ）	（い）	（う）
区域の名称	地区の名称	建築物の敷地面積の最低限度
幕張新都心中心地区地区整備計画区域	業務研究地区（その１）	１０，０００平方メートル
	業務研究地区（その２）	３，０００平方メートル
	タウンセンター地区	１，５００平方メートル
幕張新都心住宅地区地区整備計画区域	Ａ－１街区（超高層）	１，５００平方メートル
	Ａ－２街区（中・高層）	１，０００平方メートル
	Ｂ－１街区（超高層）	１，５００平方メートル
	Ｂ－２街区（高層・公共公益）	１，０００平方メートル
	Ｂ－３街区（中層）	
	Ｃ街区（低・中層）	
浜野駅東口地区地区整備計画区域	駅前商業地域	３００平方メートル
磯辺７丁目西地区地区整備計画区域	―	１６５平方メートル
千葉東角栄団地地区地区	住宅地区Ａ	１６５平方メートル

整備計画区域	住宅地区Ｂ	
新都町地区地区整備計画区域	住宅地区	１２０平方メートル
大椎台地区地区整備計画区域	住宅地区	１４０平方メートル
御成台地区地区整備計画区域	低層住宅地区	１６０平方メートル
	沿道住宅地区	
	利便地区	３００平方メートル
	集合住宅地区	
	教育施設地区	
千葉寺青葉の森の街地区地区整備計画区域	駅前地区	２００平方メートル
	沿道利用地区Ａ	３００平方メートル
	沿道利用地区Ｂ	１５０平方メートル
	住宅地区Ａ	３００平方メートル
	住宅地区Ｂ	１５０平方メートル
	低層住宅地区Ａ	１６５平方メートル
	低層住宅地区Ｂ	１３５平方メートル
	低層住宅地区Ｃ	１６５平方メートル
	都市関連地区Ａ	３００平方メートル
	都市関連地区Ｂ	
おゆみ野駅南地区地区整備計画区域	―	２００平方メートル
こてはし横戸団地地区整備計画区域	―	１６５平方メートル
おゆみ野駅北地区地区整備計画区域	―	２００平方メートル
幕張新都心豊砂地区地区整備計画区域	豊砂Ａ街区（業務研究地区）	１０，０００平方メートル
	豊砂Ｂ街区（業務研究地区）	５，０００平方メートル
	豊砂Ｃ－１街区（タウンセンター地区）	
	豊砂Ｃ－２街区（タウンセンター地区）	１０，０００平方メートル
	豊砂Ｄ街区（タウンセンター地区）	

	豊砂Ｅ街区（業務研究地区）	５，０００平方メートル
土気東地区地区整備計画区域	センター地区Ａ	２００平方メートル
	センター地区Ｂ	
	沿道地区	１４５平方メートル
	住宅地区	
畑町ホームランド地区地区整備計画区域	―	１４０平方メートル
おゆみの道西地区地区整備計画区域	―	１６５平方メートル
おゆみの道東地区地区整備計画区域	―	１６５平方メートル
おゆみ野秋の道西地区地区整備計画区域	―	１６５平方メートル
おゆみ野秋の道東地区地区整備計画区域	―	１６５平方メートル
おゆみ野中央東地区地区整備計画区域	―	１６５平方メートル
おゆみ野南６丁目東地区地区整備計画区域	―	１６５平方メートル
千葉中央第六地区地区整備計画区域	Ａ地区	２，０００平方メートル
	Ｂ地区	４００平方メートル
萩台わかば地区地区整備計画区域	―	１６５平方メートル
稲毛北地区地区整備計画区域	低層住宅地区	１３５平方メートル
	住宅地区	１５０平方メートル
	利便地区Ａ	２００平方メートル
	利便地区Ｂ	１５０平方メートル
	沿道地区	２００平方メートル
千葉中央港地区地区整備計画区域	―	５００平方メートル
都賀の台地区地区整備計画区域	住宅地区	１５０平方メートル
	利便地区Ａ	
	利便地区Ｂ	
おゆみ野学園前駅南東地区地区整備計画区域	低層住宅地区	１６５平方メートル
	沿道住宅地区	
千城台南３丁目地区地区整備計画区域	住宅地区	１２５平方メートル
	沿道地区	

古市場地区地区整備計画区域	低層住宅地区	１３５平方メートル
	沿道利用住宅地区	
おゆみ野南５丁目地区地区整備計画区域	―	１６５平方メートル
おゆみ野南６丁目南地区地区整備計画区域	―	１６５平方メートル
おゆみ野中央８丁目地区地区整備計画区域	―	１６５平方メートル
高田町地区地区整備計画区域	住宅地	１６５平方メートル
	利便地	
おゆみ野５丁目地区地区整備計画区域	―	１６５平方メートル
おゆみ野中央９丁目地区地区整備計画区域	―	１６５平方メートル
ちばリサーチパーク千葉地区地区整備計画区域	Ａ地区	３，０００平方メートル
	Ｂ地区	
千葉外房有料道路高田インターチェンジ周辺地区地区整備計画区域	Ａ地区	３，０００平方メートル
	Ｂ地区	１，０００平方メートル
小仲台３丁目・４丁目地区地区整備計画区域	住宅地区Ｂ	１５０平方メートル
	住宅地区Ｃ	１３５平方メートル
ライフタウン稲毛地区地区整備計画区域	―	１３５平方メートル
千葉駅東口西銀座地区地区整備計画区域	Ａ地区	３，０００平方メートル
	Ｂ地区	
鎌取インターチェンジ周辺地区地区整備計画区域	―	１，０００平方メートル

別表第４の２

（あ）	（い）	（う）
区域の名称	地区の名称	建築物の建築面積の最低限度
千葉中央第六地区地区整備計画区域	Ａ地区	１，０００平方メートル（同一敷地内に２以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積について算定する。）
	Ｂ地区	１００平方メートル（同一敷地内に２以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計について算定する。）

別表第５

（あ）	（い）	（う）	（え）
区域の名称	地区の名称	壁面の位置の制限	適用が除外される建築物又は建築物の部分
幕張新都心中心地区地区整備計画区域	業務研究地区（その１）	（１）建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。 （２）建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、３メートル以上とする。	（１）高架の公共用歩廊 （２）地盤面下のもの （３）建築物の管理上最小限必要な付帯施設
	業務研究地区（その２）		
	タウンセンター地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。	
浜野駅東口地区地区整備計画区域	駅前商業地域	高さが３メートル未満の建築物の部分に係る外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、２メートル以上とする。	（１）地盤面下のもの （２）ピロティを構成する柱
磯辺７丁目西地区地区整備計画区域	―	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、１メートル以上とする。	（１）地階のもの （２）自動車車庫、物置その他これらに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの
千葉東角栄団地地区地区整備計画区域	住宅地区Ａ	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、０．８メートル以上とする。	（１）地階のもの （２）自動車車庫、物置その他これらに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの
	住宅地区Ｂ		
新都町地区地区整備計画区域	住宅地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、０．６メートル以上とする。	（１）地階のもの （２）自動車車庫、物置その他これらに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの
大椎台地区地区整備計画区域	住宅地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、０．８メートル以上とする。	（１）地階のもの （２）自動車車庫、物置その他これらに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの
	利便地区	住宅地区と接する隣地境界線から外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、０．８メートル以上とする。	

<table>
<tr><td rowspan="4">御成台地区地区整備計画区域</td><td>低層住宅地区</td><td rowspan="2">建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、１メートル以上とする。</td><td rowspan="2">（１）地階のもの
（２）建築物に附属する物置で、高さが２．５メートル以下かつ床面積が６．６平方メートル以下であるもの
（３）自動車車庫で、高さが３メートル以下であるもの</td></tr>
<tr><td>沿道住宅地区</td></tr>
<tr><td>利便地区</td><td>（１）高さが３メートル未満の建築物の部分に係る外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、１メートル以上とする。
（２）建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、１メートル以上とする。</td><td>地階のもの</td></tr>
<tr><td>集合住宅地区
教育施設地区</td><td>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、１メートル以上とする。</td><td>地階のもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">小倉台６丁目地区地区整備計画区域</td><td>住宅地区</td><td>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は０．８メートル以上とする。</td><td rowspan="2">（１）地階のもの
（２）自動車車庫、物置その他これらに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの</td></tr>
<tr><td>利便地区</td><td>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、０．６メートル以上とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">小倉台地区地区整備計画区域</td><td>住宅地区</td><td>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、０．８メートル以上とする。</td><td rowspan="2">（１）地階のもの
（２）自動車車庫、物置その他これらに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの</td></tr>
<tr><td>利便地区</td><td>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、０．６メートル以上とする。ただし、住宅地区と接する隣地境界線から外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、０．８メートル以上とする。</td></tr>
</table>

千葉寺青葉の森の街地区地区整備計画区域	沿道利用地区Ａ	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、１メートル以上とする。	（１）地階のもの （２）自動車車庫、物置その他これらに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの
	沿道利用地区Ｂ	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、０．６メートル以上とする。	（１）地階のもの （２）自動車車庫、物置その他これらに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの （３）第７条第２項の規定により同条第１項の適用を受けない敷地内のもの
	住宅地区Ａ	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、１メートル以上とする。	（１）地階のもの （２）自動車車庫、物置その他これらに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの
	住宅地区Ｂ	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、０．８メートル以上とする。	（１）地階のもの （２）自動車車庫、物置その他これらに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの （３）第７条第２項の規定により同条第１項の適用を受けない敷地内のもの
	低層住宅地区Ａ	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、１メートル以上、隣地境界線までの距離は、０．８メートル以上とする。	（１）地階のもの （２）自動車車庫、物置その他これらに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの
	低層住宅地区Ｂ	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、０．６メートル以上とする。	（１）地階のもの （２）自動車車庫、物置その他これらに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの （３）第７条第２項の規定により同条第１項の適用を受けない敷地内のもの

	低層住宅地区C	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、１メートル以上、隣地境界線までの距離は、０．８メートル以上とする。	（１）地階のもの （２）自動車車庫、物置その他これらに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの
	都市関連地区A	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、２メートル以上とする。	
	都市関連地区B	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、１メートル以上とする。	
おゆみ野駅南地区地区整備計画区域	―	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面線を超えてはならない。	（１）地階のもの （２）計画図に示す１号壁面線については、建築物に附属する自動車庫で、当該自動車車庫の部分から前面道路の境界線までの水平距離のうち最小のものが１メートル以上であるもの （３）計画図に示す２号壁面線については、次に掲げるもの ア　物置その他これに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの イ　建築物に附属する自動車車庫
		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、１メートル以上とする。	（１）地階のもの （２）物置その他これに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの （３）建築物に附属する自動車車庫
おゆみ野駅北地区地区整備計画区域	―	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面線を超えてはならない。	（１）地階のもの （２）計画図に示す１号壁面線については、建築物に附属する自動車車庫で、当該自動車車庫の部分から前面道路の境界線までの水平距離のうち最小のものが１メートル以上であるもの

			（３）計画図に示す２号壁面線については、次に掲げるもの ア　物置その他これに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの イ　建築物に附属する自動車車庫
		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、１メートル以上とする。	（１）地階のもの （２）物置その他これに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの （３）建築物に附属する自動車車庫
幕張新都心豊砂地区地区整備計画区域	豊砂Ａ街区（業務研究地区）	（１）建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。 （２）建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、５メートル以上とする。	（１）道路の上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供するもの （２）地盤面下のもの （３）建築物の管理上最小限必要な附帯施設
	豊砂Ｂ街区（業務研究地区）		
	豊砂Ｃ－１街区（タウンセンター地区）		
	豊砂Ｃ－２街区（タウンセンター地区）		
	豊砂Ｄ街区（タウンセンター地区）		
	豊砂Ｅ街区（業務研究地区）		
土気東地区地区整備計画区域	センター地区Ａ	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、１メートル以上とする。	（１）地階のもの （２）自動車車庫、物置その他これらに類する附属建築物で高さが３メートル以下のもの
	センター地区Ｂ		

蘇我副都心臨海地区地区整備計画区域	Ａ－１ゾーン Ａ－２ゾーン Ａ－３ゾーン Ｃゾーン	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面線の位置の制限を超えてはならない。	（１）地階のもの （２）道路の上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供するもの
おゆみの道西地区地区整備計画区域	―	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面線を超えてはならない。	（１）地階のもの （２）計画図に示す２号壁面線については、次に掲げるもの ア　物置その他これに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの イ　建築物に附属する自動車車庫
		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、０．８メートル以上とする。	（１）地階のもの （２）物置その他これに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの （３）建築物に附属する自動車車庫
おゆみの道東地区地区整備計画区域	―	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面線を超えてはならない。	（１）地階のもの （２）計画図に示す２号壁面線については、次に掲げるもの ア　物置その他これに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの イ　建築物に附属する自動車車庫
		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、０．８メートル以上とする。	（１）地階のもの （２）物置その他これに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの （３）建築物に附属する自動車車庫
おゆみ野秋の道西地区地区整備計画区域	―	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面線を超えてはならない。	（１）地階のもの （２）計画図に示す２号壁面線については、次に掲げるもの ア　物置その他これに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの イ　建築物に附属する自動車車庫

		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、０．８メートル以上とする。	（１）地階のもの （２）物置その他これに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの （３）建築物に附属する自動車車庫
おゆみ野秋の道東地区地区整備計画区域	―	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面線を超えてはならない。	（１）地階のもの （２）計画図に示す２号壁面線については、次に掲げるもの ア　物置その他これに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの イ　建築物に附属する自動車車庫
		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、０．８メートル以上とする。	（１）地階のもの （２）物置その他これに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの （３）建築物に附属する自動車車庫
おゆみ野中央東地区地区整備計画区域	―	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面線を超えてはならない。	（１）地階のもの （２）計画図に示す２号壁面線については、次に掲げるもの ア　物置その他これに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの イ　建築物に附属する自動車車庫
		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、０．８メートル以上とする。	（１）地階のもの （２）物置その他これに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの （３）建築物に附属する自動車車庫
おゆみ野南６丁目東地区地区整備計画区域	―	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面線を超えてはならない。	（１）地階のもの （２）計画図に示す２号壁面線については、次に掲げるもの ア　物置その他これに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの イ　建築物に附属する自動車車庫
		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、０．８メートル以上とする。	（１）地階のもの （２）物置その他これに類する附属建築物で、高さが３メートル以下

			のもの （３）建築物に附属する自動車車庫
千葉中央第六地区地区整備計画区域	Ａ地区 Ｂ地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次に掲げる道路の境界線までの距離は、それぞれ２メートル以上とする。 （１）都市計画道路京成千葉中央駅多部田町線 （２）都市計画道路中央１号線 （３）都市計画道路要町羽衣橋線	地盤面下のもの
萩台わかば地区地区整備計画区域	―	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、０．８メートル以上とする。	（１）地階のもの （２）物置その他これに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの （３） 建築物に附属する自動車車庫
稲毛北地区地区整備計画区域	低層住宅地区 住宅地区 利便地区Ａ 利便地区Ｂ	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、１メートル以上とする。	（１）地階のもの （２）自動車車庫、物置その他これらに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの
	沿道地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は１．５メートル以上、隣地境界線までの距離は１メートル以上とする。	
千葉中央港地区地区整備計画区域	―	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。	地盤面下のもの
都賀の台地区地区整備計画区域	住宅地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、０．８メートル以上とする。	（１）地階のもの （２）自動車車庫、物置その他これに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの
おゆみ野学園前駅南東地区地区整備計画区域	低層住宅地区 沿道住宅地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は１メートル以上、隣地境界線までの距離は０．８メートル以上とす	（１）地階のもの （２）物置その他これに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの

		る。	（３）建築物に附属する自動車車庫
千城台南３丁目地区地区整備計画区域	住宅地区 沿道地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は０．６メートル以上とする。	（１）地階のもの （２）自動車車庫、物置その他これらに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの
古市場地区地区整備計画区域	低層住宅地区 沿道利用住宅地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、０．８メートル以上とする。	（１）地階のもの （２）自動車車庫、物置その他これらに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの
	利便地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路（都市計画道路３・４・４９号浜野町中西町線を除く。）の境界線までの距離は、３メートル以上とする。	地階のもの
おゆみ野南５丁目南地区地区整備計画区域	―	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は１メートル以上、隣地境界線までの距離は０．８メートル以上とする。	（１）地階のもの （２）物置その他これに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの （３）建築物に附属する自動車車庫
おゆみ野南６丁目南地区地区整備計画区域	―	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は１メートル以上、隣地境界線までの距離は０．８メートル以上とする。	（１）地階のもの （２）物置その他これに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの （３）建築物に附属する自動車車庫
稲毛海岸５丁目地区地区整備計画区域	集合住宅地区 沿道地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、計画図に示す１号壁面線については４メートル以上、２号壁面線については１メートル以上とする。	地盤面下のもの
おゆみ野中央８丁目地区地区整備計画区域	―	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は１メートル以上、隣地境界線までの距離は０．８メートル以上とする。	（１）地階のもの （２）物置その他これに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの （３）建築物に附属する自動車車庫
高田町地区地区整備計	住宅地	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離	（１）地階のもの （２）自動車車庫、物置その他これ

画区域	利便地	は１メートル以上、隣地境界線までの距離は０．８メートル以上とする。	らに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの
おゆみ野５丁目地区地区整備計画区域	―	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は１メートル以上、隣地境界線までの距離は０．８メートル以上とする。	（１）地階のもの （２）物置その他これに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの （３）建築物に附属する自動車車庫
おゆみ野中央９丁目地区地区整備計画区域	―	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は１メートル以上、隣地境界線までの距離は０．８メートル以上とする。	（１）地階のもの （２）物置その他これに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの （３）建築物に附属する自動車車庫
ちばリサーチパーク千葉地区地区整備計画区域	Ａ地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は５メートル以上、歩行者専用道路境界線及び隣地境界線までの距離は１メートル以上とする。	巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物及びこれらに附属する建築物
	Ｂ地区		
	Ｃ地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は１．５メートル以上、隣地境界線までの距離は１メートル以上とする。	―
千葉大学西千葉キャンパス地区地区整備計画区域	大学地区（Ａ）	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。	（１）地階のもの （２）自動車車庫、自転車駐車場、物置その他これらに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの （３）建築物の管理上最小限必要な附帯施設
	大学地区（Ｂ）		
	地域交流地区		
	附属学校地区		
	運動場地区		
千葉県がんセンター地区地区整備計画区域	沿道地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。	（１）地階のもの （２）自動車車庫、物置その他これらに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの （３）建築物の管理上最小限必要な附帯施設

幕張新都心若葉住宅地区地区整備計画区域	住宅・複合用途街区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、計画図に示す１号壁面線については２メートル以上（高さ４．５メートル未満の部分に限る。）、計画図に示す２号壁面線については２メートル以上、計画図に示す３号壁面線については３メートル以上とする。	（１）地盤面下のもの （２）建築物の管理上最小限必要な附帯施設
千葉大学亥鼻キャンパス地区地区整備計画区域	大学地区（A）	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。	（１）地階のもの （２）自動車車庫、自転車駐車場、物置その他これらに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの （３）建築物の管理上最小限必要な附帯施設
	大学地区（B）		
	地域交流地区		
	風致保全地区		
	病院地区		
千葉外房有料道路高田インターチェンジ周辺地区地区整備計画区域	A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、５メートル以上とする。	巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物及びこれらに附属する建築物
	B地区		
小仲台３丁目・４丁目地区地区整備計画区域	住宅地区A	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、０．５メートル以上とする。	（１）地盤面下のもの （２）自動車車庫、物置その他これらに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの
	住宅地区B	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、０．８メートル以上とする。	（１）地盤面下のもの （２）自動車車庫、物置その他これらに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの
	住宅地区C	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は０．５メートル以上、隣地境界線までの距離は０．８メートル以上とする。	（１）地盤面下のもの （２）自動車車庫、物置その他これらに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの
ライフタウン稲毛地区	―	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離	（１）地階のもの （２）自動車車庫、物置（高さが２．

地区整備計画区域		は、０．８メートル以上とする。	３メートル未満かつ床面積が４平方メートル未満のものに限る。）その他これらに類する附属建築物
千葉敬愛学園稲毛キャンパス地区地区整備計画区域	大学・短大地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、計画図に示す１号壁面線については１．５メートル以上、計画図に示す２号壁面線については３メートル以上、計画図に示す３号壁面線については５メートル以上とする。	（１）地階のもの （２）自動車車庫、自転車駐車場、物置その他これらに類する附属建築物で、高さが３メートル以下のもの （３）建築物の管理上最小限必要な附帯施設
	学園高校地区		
	スポーツ地区		
	低層地区		
千葉駅東口西銀座地区地区整備計画区域	Ｂ地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、計画図に示す１号壁面線及び３号壁面線については２メートル以上（高さ４メートル以下の部分に限る。）、計画図に示す２号壁面線については４メートル以上とする。	地盤面下のもの
鎌取インターチェンジ周辺地区地区整備計画区域	―	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は５メートル以上、隣地境界線までの距離は１メートル以上とする。	巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物及びこれらに附属する建築物

別表第６

（あ）	（い）	（う）
区域の名称	地区の名称	建築物の高さの最高限度
幕張新都心住宅地区地区整備計画区域	Ｃ街区（低・中層）	１５メートル
千葉東角栄団地地区地区整備計画区域	住宅地区Ｂ	１０メートル
	利便地区	
新都町地区地区整備計画区域	住宅地区	９メートル
御成台地区地区整備計画区域	沿道住宅地区	１０メートル
	利便地区	１５メートル
千葉寺青葉の森の街地区地区整備計画区域	沿道利用地区Ａ	２０メートル
	住宅地区Ａ	
	住宅地区Ｂ	
	低層住宅地区Ａ	１０メートル
	都市関連地区Ｂ	２０メートル

おゆみ野駅北地区地区整備計画区域	―	１０メートル
土気東地区地区整備計画区域	センター地区Ａ	２５メートル
	センター地区Ｂ	
	沿道地区	
蘇我副都心臨海地区地区整備計画区域	Ａ－１ゾーン	（１）計画図その３に示す①の区域については１５メートル （２）計画図その３に示す②の区域については２５メートル
	Ａ－２ゾーン	
畑町ホームランド地区地区整備計画区域	―	９メートル（軒の高さについては、６．５メートル）
おゆみの道東地区地区整備計画区域	―	１０メートル
萩台わかば地区地区整備計画区域	―	９メートル
稲毛北地区地区整備計画区域	低層住宅地区	軒の高さ７メートル
	住宅地区	１０メートル
	利便地区Ａ	１５メートル
	利便地区Ｂ	
	沿道地区	２０メートル
都賀の台地区地区整備計画区域	住宅地区	９メートル（地階を除く階数は、２以下とする。）
	利便地区Ａ	
	利便地区Ｂ	
おゆみ野学園前駅南東地区地区整備計画区域	低層住宅地区	１０メートル
汐見丘地区地区整備計画区域	―	（１）１２メートル。ただし、次のいずれかに該当する建築物にあっては、この限りでない。 ア　地区計画の決定の際現に存する建築物又は現に工事中の建築物であって、その高さ又は予定の高さが１２メートルを超えるもの（以下この号及び次号において「既存建築物」という。） イ　既存建築物の敷地（法第８６条の９第１項各号に掲げる事業の施行により既存建築物の敷地面積が減少した場合にあっては、当該事業の施行による減少後の敷地）の全部を１の敷地として新築、改築又は増築をする場合における当該新築、改築又は増築後の建築物であって、その高さが既存建築物の高さを超え

		ないもの （２）前号ただし書に規定する建築物の高さの最高限度は、既存建築物の高さ又は予定の高さとする。 （３）第１号ただし書の規定は、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分には適用しない。 ア　法第６条第１項の確認を受けないで建築した建築物又は建築物の部分（同条第２項の規定に該当するものを除く。） イ　高さが１２メートル以下となるに至った建築物（災害を受けたことにより建築したものを除く。）
千城台南３丁目地区地区整備計画区域	住宅地区	１０メートル
	沿道地区	
古市場地区地区整備計画区域	低層住宅地区	１０メートル
	沿道利用住宅地区	１５メートル
	利便地区	
春日１丁目西地区地区整備計画区域	―	（１）１２メートル。ただし、次のいずれかに該当する建築物にあっては、この限りでない。 ア　地区計画の決定の際現に存する建築物又は現に工事中の建築物であって、その高さ又は予定の高さが１２メートルを超えるもの（以下この号及び次号において「既存建築物」という。） イ　既存建築物の敷地（法第８６条の９第１項各号に掲げる事業の施行により既存建築物の敷地面積が減少した場合にあっては、当該事業の施行による減少後の敷地）の全部を１の敷地として新築、改築又は増築をする場合における当該新築、改築又は増築後の建築物であって、その高さが既存建築物の高さを超えないもの （２）前号ただし書に規定する建築物の高さの最高限度は、既存建築物の高さ又は予定の高さとする。 （３）第１号ただし書の規定は、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分には、適用し

		ない。 ア　法第６条第１項の確認を受けないで建築した建築物又は建築物の部分（同条第２項の規定に該当するものを除く。） イ　高さが１２メートル以下となるに至った建築物（災害を受けたことにより建築したものを除く。）
春日１丁目東地区地区整備計画区域	―	（１）１２メートル。ただし、次のいずれかに該当する建築物にあっては、この限りでない。 ア　地区計画の決定の際現に存する建築物又は現に工事中の建築物であって、その高さ又は予定の高さが１２メートルを超えるもの（以下この号及び次号において「既存建築物」という。） イ　既存建築物の敷地（法第８６条の９第１項各号に掲げる事業の施行により既存建築物の敷地面積が減少した場合にあっては、当該事業の施行による減少後の敷地）の全部を１の敷地として新築、改築又は増築をする場合における当該新築、改築又は増築後の建築物であって、その高さが既存建築物の高さを超えないもの （２）前号ただし書に規定する建築物の高さの最高限度は、既存建築物の高さ又は予定の高さとする。 （３）第１号ただし書の規定は、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分には、適用しない。 ア　法第６条第１項の確認を受けないで建築した建築物又は建築物の部分（同条第２項の規定に該当するものを除く。） イ　高さが１２メートル以下となるに至った建築物（災害を受けたことにより建築したものを除く。）
おゆみ野南５丁目南地区地区整備計画区域	―	１０メートル
おゆみ野南６丁目南地区地区整備計画区域	―	１０メートル

稲毛海岸５丁目地区地区整備計画区域	低層住宅地区	１０メートル（軒の高さについては、７メートル）
	コミュニティ地区	１２メートル
おゆみ野中央８丁目地区地区整備計画区域	―	１０メートル
高田町地区地区整備計画区域	住宅地	１０メートル
	利便地	
おゆみ野５丁目地区地区整備計画区域	―	１０メートル
おゆみ野中央９丁目地区地区整備計画区域	―	１０メートル
ちばリサーチパーク千葉地区地区整備計画区域	Ａ地区	３１メートル
	Ｂ地区	
	Ｃ地区	１０メートル
千葉大学西千葉キャンパス地区地区整備計画区域	大学地区（Ａ）	４５メートル
	大学地区（Ｂ）	２０メートル
	地域交流地区	１０メートル
	附属学校地区	２０メートル
	運動場地区	１０メートル
千葉県がんセンター地区地区整備計画区域	医療・保健衛生地区	（１）計画図に示すＡ区域については、２０メートル （２）計画図に示すＢ区域については、５０メートル
	沿道地区	１０メートル
稲毛海岸５丁目南地区地区整備計画区域	Ａ地区	１０メートル
千葉大学亥鼻キャンパス地区地区整備計画区域	大学地区（Ａ）	５０メートル
	大学地区（Ｂ）	１５メートル
	地域交流地区	１０メートル
	風致保全地区	
千葉外房有料道路高田インターチェンジ周辺地区地区整備計画区域	Ａ地区	３１メートル。ただし、道路境界線からの距離が１７メートル以内の区域については、２０メートルとする。
	Ｂ地区	２０メートル
小仲台３丁目・４丁目地区地区整備計画区域	住宅地区Ａ	１０メートル（地階を除く階数は、３以下とする。）
	住宅地区Ｂ	

	住宅地区Ｃ	
ライフタウン稲毛地区地区整備計画区域	―	９メートル（地階を除く階数は、２以下とする。）
千葉敬愛学園稲毛キャンパス地区地区整備計画区域	大学・短大地区	４５メートル
	学園高校地区	（１）計画図に示すＡ区域については、２５メートル （２）計画図に示すＢ区域については、２０メートル
	スポーツ地区	２０メートル
	低層地区	１０メートル
鎌取インターチェンジ周辺地区地区整備計画区域	―	３１メートル